

子どものけんりじょうやく (みんなのしあわせのために)

しょうがっこうていがくねん
一小学校低学年のみなさんへ

ならけん・ならけんきょういくいいんかい
奈良県・奈良県教育委員会

はじめに

みなさん、元気に楽しく遊んでいますか。しっかり勉強していますか。まわりを見てみましょう。こまっていたり、なやんだりしている友だちはいませんか。

世界にはいろいろな国があります。その中には、戦争で苦しんでいる子どもがいます。食べ物がなく、おなかをすかせている子どももいます。

だから、すべての子どもたちが幸せにくらせるよう、多くの国が集まり、やくそくをしました。
これが「子どものけんりじょうやく」です。おうちの人と話し合いましょう。

● 保護者の皆さんへ

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、平成元年（1989年）に国際連合で採択されました。

日本では、平成6年（1994年）4月22日に批准され、同年5月22日に効力を発しました。

この条約では、子どもの最高の幸せを考える大人の責任がうたわれています。

大人も子どもも人権を尊重し合う社会の創造に努めなければなりません。

みんなは おなじなかまです

● 保護者の皆さんへ

第2条（差別の禁止）

日本にも、今なおいろいろな差別が存在しています。この条約では「人種」・「出身地」・「性別」・「障害」などで差別されることなく、すべての子どもが大人と同様に権利を有するものとして、尊重、保護されなければならないとされています。



第23条（障害のある子どもの保護）

障害があるからといって差別されることがあってはなりません。平等に生きる権利があります。

あらゆる配慮のもと、社会への積極的な参加ができるよう十分な援助や環境づくりをしていかなければなりません。

みんなのしあわせは たいせつにされます

かぞくは 子どもをたいせつにそだてます

● 保護者の皆さんへ

第3条（児童の最善の利益）



子どもが成長していく上で、大人の判断や考えを押しつけてはいけません。

常に子どもの立場に立ち、幸せを願い、子どもにとってどのようなことが最も大切なことを考え、最大限の援助をしていかなければなりません。

第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

子どもの養育の責任は、まず親にあります。親は子どもを守り、指導しなければなりません。その際、子どもの有する権利を尊重しながら、子どもの発達段階を十分に考慮する必要があります。

いのちは いちばんたいせつにされます

● 保護者の皆さんへ

第6条（生命に対する権利）

子どもの命はかけがいのないものとして尊重され、保護されなければなりません。すべての子どもたちが、すくすくと育ち、生き生きとした日々を過ごすことができるよう、また、大きく成長できるよう、みんなができる限りの援助をしていかなければなりません。

そのためには、常に子どもと接し、子どもの思いや願いを感じ取り、聞く姿勢が大切です。



じぶんのおもつてることをじゅうにいえます

じぶんのきものは いろいろなほうほうであらわせます

● 保護者の皆さんへ

第12条（意見を表明する権利）

自分の気持ちや考えていることを自由に言うことができるのは、決して大人だけではありません。子どもの意見だからといって軽く扱うことがあってはなりません。

第13条（表現の自由）

子どもも自分の思いや気持ちを自由に表現できます。大人はそれを最大限に尊重しなければなりません。

しかし、いくら自由だからといって、他人を傷つけるような自分本位な言動は許されません。常に、他を思いやり、互いを尊重し合う考え方が大切です。



じぶんのひみつは まもられます

子どもは どんな暴力からもまもられます



● 保護者の皆さんへ

第16条（私生活等への不当な干渉からの保護）

子どもにも、自分以外の人に知られたくないことがたくさんあります。親であっても、子どもに個人の秘密があることを認めなければなりません。

第19条（虐待・放任・搾取からの保護）

大人が子どもに対して暴力をふるったり、虐待したりすることは許されません。

また、子どもを不当に放任することも許されません。大人には子どもの豊かな成長を見守る義務があります。



みんなけんこうあんぜんにくらせます

みんな たのしくべんきょうすることができます

● 保護者の皆さんへ

第24条（健康な生活を送る権利）

すべての子どもは、健康で安全な生活を送ることができます。

そのためには、病気の治療や健康の回復のため便宜が与えられなければなりません。心身ともに健康な子どもの成長を願い、その環境づくりに努めることが大切です

第28条（教育を受ける権利）

すべての子どもは、等しく教育を受ける権利があります。また、学校で楽しく生活することができます。



● 保護者の皆さんへ

第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

子どもの豊かな成長と発達のためには、ゆとりのある生活が必要です。ゆっくりと休息することや、年齢にふさわしい遊びを楽しむことができます。

また、レクリエーション活動、文化的な活動や芸術活動に参加することもできます。